

令和6年度研究プロジェクト計画概要

研究種別	■共同研究 1	公益目的事業 11
主査名	福田弥夫 日本大学教授	
研究テーマ	自動車損害賠償責任保険と被害者救済事業—被害者救済事業の充実に 向けた新規事業のあり方を中心に—	
<p>令和4年度の自動車損害賠償保障法の大改正によって、交通事故の被害者救済・支援事業が自賠法の目的の一つの柱となった。改正によって導入された新たな賦課金は、被害者救済対策充実のための新規事業の採用にとって重要な意味を有している。これまでの被害者救済対策事業は、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が行う各種事業の他にも、国土交通省を中心として被害者救済のために必要とされる各種事業が展開されてきた。国土交通省は、令和5年3月に「被害者保護増進事業に関する検討会」を新たに立ち上げ、これからの被害者救済事業の方向性を検討するとともに、新規事業の採用に積極的な方向性を示している。この検討会では、法改正の際の附帯決議に従い、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査するとともに、各施策の費用対効果等に関して、関係者の意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で、事業に係る効果検証を行うべきとされたことを受け、事業のより効果的な実施について検討することとされている。</p> <p>本研究では、これまで運輸省及び国土交通省を主体として実施されてきた各種の被害者救済事業に加え、損害保険会社及びJAが行ってきた運用益活用事業を検討の対象とし、これまでに実施されてきた各種事業を検討すると同時に、各主体がどのように新規事業を取り上げ、あるいは継続事業を取りやめてきたのか、あるいは効果検証は行われてきたのかなどを検討する。また、この3者間の連携と棲み分けはどのようになされてきたのかも検討する。さらに、被害者団体の協力を得て、交通事故被害者の視点に立った被害者支援事業のあり方について検討を加えることとする。また、この被害者救済事業については、地域間の違いも大きいのではないかと考えられるところから、複数の地域における被害者のヒアリングなども行い、地域特有の問題についても検討を加えることとしたい。</p> <p>交通事故の減少に伴い、死亡者数は激減したものの、重度後遺障害者の発生は事故件数の減少には比例して減少はしていない。介護者亡き後の問題も深刻であり、被害者救済事業全体についての検討も行うことを目的とする。</p>		